

個人の方

従来の総所得金額の合計額からの控除(所得控除)と、寄附金特別控除(税額控除)のいずれか有利な方を選んでいただくことができます。

所得控除の場合 <所得が減額されます>

寄附金の合計額(注1)から2,000円を差し引いた金額を、寄附をした方のその年分の総所得金額の合計額から控除することができます。

税額控除の場合 <税金そのものが減額されます>

寄附金の合計額(注1)から2,000円を差し引いた金額の40%(注2)を、寄附をした方のその年分の所得税額から控除することができます。

注1：寄附金の合計額が総所得金額の40%を超える場合は、総所得金額の40%が上限

注2：控除する金額がその年分の所得税額の25%を超える場合は、所得税額の25%が上限

詳しくは国税庁ホームページ「[寄附金を支払ったとき](#)」をご覧ください。

お手続きについて

寄附金控除を受けるためには、確定申告が必要です。

確定申告時、つどいの家からの領収証を申告書に添付なさってください。

尚、所得が無い方の場合、配偶者の方などに所得があれば、所得のある方が寄附されることにより、寄附金控除が受けられます。確定申告手続きの詳細については、お近くの税務署にお問い合わせ下さい。